

毒物・劇物に該当する農薬を取り扱う方へ

購入手続きは正しく

農薬の中で、毒物、劇物に該当するものを購入するときは、次のことを守りましょう。

- 1 購入の際には、「**毒物又は劇物の名称**」「**数量**」「**購入年月日**」「**住所**」「**氏名**」「**職業**」を記載し、**受領印**を押した書面を提出しなければなりません。
- 2 盗難、紛失、事故を防ぐため、**必要以上の毒物・劇物を購入しないよう**にしましょう。

保管管理・使用上の注意事項

農薬の中で、毒物、劇物に該当するものを保管管理する場合は、次のことを守りましょう。

- 1 安全な場所に**鍵**をかけて保管しなければなりません。
- 2 保管場所には、「**医薬用外毒物**」「**医薬用外劇物**」の文字を表示し、普通物の農薬と**区別**しなければなりません。
- 3 保管農薬の**名称及び数量**などを記録するとともに、毎月1回保管管理の状況を**自己点検**してください。
- 4 農薬は他の容器（**清涼飲料水の容器**など）へ**移し替えてはいけません**。
- 5 **使い残しの農薬**を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると**思わぬ事故**を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては、関係法令をよく守り、**適正に処理**しなければなりません。
- 6 農薬の**空容器、空袋**などの処理は、関係法令をよく守り、**廃棄物処理業者**に処理を委託するなど、**適正に行ってください**。（**野焼き禁止!**）

事故が起きたときの応急措置

万一、事故が起きたときは、**迅速に次の対応**をしましょう。

- 1 農薬の中で、毒物又は劇物に該当する物が、飛散したり、漏れ出たり、流れ出たりして、多数の人に**危害**が及びそうなときは、直ちに、**保健所、警察署又は消防機関**に届け出るとともに、メーカーに照会するなど必要な**応急措置**を講じなければなりません。
- 2 農薬の中で、毒物又は劇物に該当する物が**盗難**にあい、又は**紛失**したときは、直ちに、**警察署**に届け出なければなりません。

農薬中毒事故が起きたときの応急手当

手遅れにならないために、次の応急手当を行うとともに、使用した農薬の空容器や空袋、あるいはラベルを持って医師の診断を受けましょう。

- 1 口に入った場合は、ただちにうがいをさせた後、水や食塩水を大量に飲ませ口に指を差し込んで吐かせ、これを胃の内容物がなくなるまで繰り返してください。
- 2 皮膚についたり、ただちに石けんでよく洗い流してください。
- 3 眼に入った場合は、直ちに15分以上洗眼してください。
- 4 衣服の上にこぼした時は下着まで全部脱がせ、石けんで全身をよく洗い、新しく着替えさせてください。
- 5 新鮮な空気のところで身体を楽にし安静にしてください。

農薬中毒事故の応急手当の問い合わせ先

財団法人 日本中毒情報センター 中毒100番

一般用：大阪（24時間体制）（072-727-2499）

医師用：センター（24時間体制）（072-726-9923）

問い合わせ先

毒物・劇物の保管管理等に関する問い合わせ

・北海道留萌保健福祉事務所保健福祉部（留萌保健所）
（0164-42-8315）

又は、

・北海道保健福祉部保健医療局医務薬務課業務グループ
（011-231-4111 内線25-569）